最終更新日:2015年7月7日

Jー鉱研工業
代表取締役社長 末永　幸紘
問合せ先:経営管理本部総務人事部
証券コード:6297
http://www.koken-boring.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、経営の公正性、透明性を高めるとともに、効率性を確保する経営体制を整備し、企業価値の向上を図ることをコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日立建機株式会社	2,300,000	25.64
鉱研工業取引先持株会	310,700	3.46
江口　工	305,520	3.40
旭ダイヤモンド工業株式会社	143,700	1.60
日本証券金融株式会社	142,300	1.58
株式会社SBI証券	124,600	1.38
株式会社みずほ銀行	115,000	1.28
松井証券株式会社	107,600	1.19
鉱研従業員持株会	95,963	1.06
山内　正義	72,000	0.80

支配株主(親会社を除く)の有無 更新	―――
親会社の有無 更新	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 JASDAQ
決算期 更新	3 月
業種 更新	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	14 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田島　建二	他の会社の出身者							△				
木村　博一	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田島　建二	○	○	平成26年6月まで、当社の株式を25．6%有する日立建機株式会社に勤務しておりました。	日立建機株式会社において、平成13年6月に監査グループの部長代理に就任、さらに会社の指名委員会等設置会社移行と同時に監査委員会事務局に就任し、退職する平成26年6月までの13年間、一貫して業務ラインを離れ監査監督部署で勤務してきました。平成24年6月に当社社外監査役に就任して以来、上述の深い知識・経験を活かして、常に公正普遍な立場で職責を果たしていると判断しており、監査等委員である社外取締役に就任されても、一般株主と利益相反が生じるおそれのない、独立性を充分に有した社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断できるため

				独立役員として指定しております。なお日立建機株式会社と当社との間には継続的な取引関係がありますが、その取引実績は僅少であります。
木村　博一	○	○	当社の取引金融機関みずほ銀行の前身株式会社富士銀行に勤務（昭和45年4月～平成12年3月）しておりました。	金融機関における豊富な経験と幅広い経験を有し、外部の視点を持って社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し社外取締役の選任をお願いするものであります。なお、同氏が株式会社富士銀行を退職してから10年以上経過しており、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しており、一般株主と利益相反が生じるおそれのないことから、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

当該使用人は1名で内部監査室勤務と兼任しています。その評価は業務執行部門とは独立した、内部監査室長と監査等委員会の協議によって決定されます。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社の内部監査及び監査等委員会監査の組織は、内部監査室2名及び監査等委員会3名から構成されており、内部監査室は独立した機関として内部統制システムの整備及び運用に係る監査を行い、監査等委員会は、業務執行取締役の職務執行監査を行います。また、監査等委員会監査が効果的に行われるよう、監査等委員である取締役は、取締役会、経営委員会など重要な会議に出席し、必要に応じて意見交換などを行い、内部監査と監査等委員会監査の連携を図ります。
　なお、監査等委員会と会計監査人とは年4回の定例会議を計画しており、必要に応じて意見交換などを行います。また、監査等委員会は、必要に応じ、会計監査人から業務執行取締役との協議の状況並びに内部統制の評価及び監査状況について説明を求めることとします。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

当社は平成17年6月28日開催の定時株主総会の決議に基づき、取締役に対しストックオプションを付与しておりましたが、平成22年6月をもって当該ストックオプションの権利行使期間が満了したため、現在は取締役へのインセンティブ付与に関する施策は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況 更新	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成26年3月期における当社取締役に対する報酬の総額は77,355千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬は、月例定額報酬としております。
なお、その額の決定方針は、当社の事業規模、業績並びに各役員の役位等を基に、株主総会において決議された役員報酬の報酬限度額の範囲内で、取締役会又は監査等委員会にて決定する方針としております。

【社外取締役のサポート体制】 更新

監査等委員である社外取締役は社内の重要な会議に少なくとも1名は参加するとともに、3ヶ月に1回開催される定例監査等委員会のほか随時開催される監査等委員による会議において情報交換を実施することとしております。また、取締役会の課題等重要事項に関しては、担当部門の責任者は事前に監査等委員である社外取締役に対し説明を行うこととしております。
監査等委員である社外取締役は、取締役会に対する牽制機能を果たすため、当社と利害関係のない独立性の高い人物を選任しております。これにより、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行う機能を有しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

取締役会は、業務執行取締役5名及び監査等委員である取締役3名の合計8名で構成され、毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時に取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項について意思決定するとともに、各取締役の業務執行を監督いたします。また、定款の規定に基づき、取締役に対し、重要な業務執行の決定の委任をすることができることとしており、業務執行と監督の分離が明確化できる体制としております。
毎月1回、社長の諮問機関として経営委員会を開催しております。同委員会は、業務執行取締役、監査等委員である取締役、執行役員及び主要な使用人で構成され、経営の諸問題についてリスクの分析・評価を含めて幅広く検討し、迅速な意思決定を行い、重要事項については取締役会で決議または報告をすることとしております。
監査等委員会は、社外取締役2名を含む監査等委員である取締役3名で構成されております。監査等委員である取締役が、取締役会その他重要な会議に出席し、必要に応じて意見陳述を行うほか、監査等委員会は、会計監査人並びに業務執行取締役からの報告を受けるなど業務執行取締役の業務執行について、厳正な適法性監査及び妥当性監査を行います。また、監査等委員会は、原則3ヶ月に1回以上は開催し、監査等委員会監査方針及び監査計画に基づき、会計監査人と連携して、経営の適正な監督を行うとともに、随時必要な提言・助言及び勧告を行います。
当社は、執行役員制度を導入しており、業務執行取締役、監査等委員である取締役並びに執行役員及び主要な使用人で構成された経営委員会を毎月1回開催し、情報の共有化及び経営の効率化、意思決定の迅速化を図ります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年6月24日開催の第88回定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。
当社は、取締役会及び監査等委員会を設置することにより、取締役会の監督機能を強化することができ、コーポレート・ガバナンスを更に充実させるとともに経営の効率化を図ることが可能であると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第86回定時株主総会の招集通知発送日　平成25年6月3日 第87回定時株主総会の招集通知発送日　平成26年6月4日 第88回定時株主総会の招集通知発送日　平成27年6月4日
集中日を回避した株主総会の設定	第86回定時株主総会の開催日　平成25年6月21日 第87回定時株主総会の開催日　平成26年6月24日 第88回定時株主総会の開催日　平成27年6月24日
その他	株主総会の運営において、ご理解の一助ととすべく、プロジェクターを用いビジュアル化を図っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	金融機関、証券会社、アナリスト向けに年1回説明会を開催し、決算内容および経営方針を説明	あり
IR資料のホームページ掲載	説明会資料、開示情報をホームページに掲載	
IRに関する部署（担当者）の設置	社外に向けた経営情報の提供のために、ホームページの適時更新をはじめ、広報活動、IR活動（情報開示）を積極的に行うため、経営管理本部と財務本部内に担当社員を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社では、業務執行の健全性、透明性そして効率性を確保するため、各種社内規程の整備と運用に取り組んでおります。規程に基づき、各部署の業務分担及び職務権限を明確にし、部署間及び子会社との間で相互牽制が働く体制を構築しており、不正や誤謬の発生を防止しております。加えて、内部管理体制の強化を図るため、社長直轄の組織として内部監査室を設置しており、内部監査計画に基づき内部統制に係る監査を実施しております。

具体的には、平成18年度に業務の適正を確保するための整備について「内部統制に係る体制整備の基本方針」を取締役会において決議するとともに、コンプライアンスの遵守及び強化を図るための「企業倫理規程」、「内部通報規程」、リスク管理の強化を図るための「リスク管理規程」を制定し、内部統制システムの整備を行っております。また、「財務報告の適正性の確保に関する基本方針」を制定し、財務報告の信頼性確保のための体制及び財務報告に係る業務の適正性を確保するための基盤である財務報告に係る全社的内部統制システムの体制構築と方針を定めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社では、反社会的勢力による経営活動への関与の防止、当該勢力による被害を防止する観点から「企業倫理規程」に基づき制定したコンプライアンス・マニュアルにおいて、反社会的勢力と断固として対決することを内容とした行動指針を明確にし、反社会的勢力に介入する隙を与えず、法令や社会常識に則り公明正大な解決を図ることを定めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 更新	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

